

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
益田市	二条地区 <small>金ヶ峰、宮ヶ迫、野中郷、水合、市上、横尾、中、峠、市下、下黒谷、中倉、火打岩、片田、原、上ヶ山、本郷、柏原峠、大久保、ヶヶ田原、板持</small>	平成26年3月28日	令和6年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	125.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	72.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1.1 ha

2 対象地区の課題

地区で比較的大規模な農事組合法人や認定農業者、地区担い手農業者が存在し、地区農業の重要な役割を担っている。今後は営農組織内労働力の安定的な確保が課題となってくる。認定農業者や地区担い手農家も一部若い農業者が育ってきているが、全体的に高齢化などで労働力不足が進んでおり次世代の農業者の育成発掘が課題となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

二条地区全体の水田利用は、中心経営体である営農組織(法人)や認定新規就農者や認定農業者が集約化を図り、農地の受入れを促進することで対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(新規・特産化作物の導入方針)
米、大豆等の土地利用型作物以外に、収益性の高いキャベツ・かぼちゃなどの水田園芸作物の生産に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
2	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
3	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
4	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
5	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
6	益田市	0 m ²	0 m ²	0 m ²
	計	0 m ²	0 m ²	0 m ²